

総合事業における月額包括報酬の日割請求にかかる適用について

以下の対象事由に該当する場合、日割で計算する。該当しない場合は月額包括報酬で算定する。

	月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※ 2
開 始	訪問型サービス (みなし・独自)	<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更 (要支援 1 ⇔ 要支援 2) ・区分変更 (事業対象者→要支援) 	変更日
		<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更 (要介護→要支援) ・サービス事業所の変更 (同一サービス種類のみ) (※ 1) ・事業開始 (指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除 ・利用者との契約開始 	契約日
終 了	通所型サービス (みなし・独自)	<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更 (要支援 1 ⇔ 要支援 2) ・区分変更 (事業対象者→要支援) 	変更日
		<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更 (事業対象者→要介護) ・区分変更 (要支援→要介護) ・サービス事業所の変更 (同一サービス種類のみ) (※ 1) ・事業廃止 (指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始 ・利用者との契約解除 	契約解除日 廃止・満了日 開始日 契約解除日

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※ 2
介護予防ケアマネジメント費	<ul style="list-style-type: none"> ・月途中で、事業者の変更がある場合は、変更後の事業者のみ月額包括報酬の算定を可能とする。(※ 1) 	

※ 1 ただし、利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除く。月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。

なお、保険者とは、政令市又は広域連合の場合は、構成市区町村ではなく、政令市又は広域連合を示す。

※ 2 終了の起算日は、引き続き月途中から開始事由がある場合についてはその前日となる。